茨木市教育センター「いじめ」ホッと電話相談設置要綱

(設置)

第1 社会問題化しているいじめで悩み、苦しみ、その対応に苦慮している児童・生徒・保護者等が気軽に安心して相談できる窓口として、「いじめ」ホッと電話相談を設置する。

(名称)

第2 「いじめ」ホッと電話相談と称する。

(業務内容)

- 第3 「いじめ」ホッと電話相談は、茨木市教育センター(以下「教育センター」という。)における教育相談事業の一環として、次の業務を行なう。
 - (1) 電話による相談 「いじめ」ホッと電話相談 (627-5511)
 - (2) 来所による相談

(相談対象)

- 第4 いじめ問題で悩み、苦しんでいる児童・生徒、保護者や地域住民を対象とする。 (開設期間)
- 第5 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日は休業とする。 (施設)
- 第6 茨木市駅前四丁目6番16号 茨木市市民総合センター(クリエイトセンター内) 茨木市教育センター電話相談室 (相談員)
- 第7 「いじめ」ホッと電話相談に、いじめ問題相談員及び担当指導主事を置く。 (組織)
- 第8 児童・生徒及び保護者等への適切な指導援助の推進に資するため、教育センターに「茨木市いじめ相談推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。
- 2 推進委員会の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 教育センター所長
 - (2) 教育センターいじめ問題相談員
 - (3) 教育センター教育相談員
 - (4) 教育センター担当指導主事
 - (5) 生徒指導担当指導主事
 - (6) 人権教育担当指導主事

附則

この要綱は、平成7年4月12日から実施する。 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。